

～法人のお金の使い方について～

2022.4.26

社会福祉法人において、法人の預金30億円が法人外へ流出したことがニュースになりました。これ以外にも、2017年4月の社会福祉法改正以降、着服などの事件が後を絶ちません。こうした事件は、社会福祉法人の社会的信頼低下につながります。そこで今回、社会福祉法人がお金の使い方についてどのような規制を受けているか紹介します。この機会に、日々の業務を見直していただければと思います。

一社会福祉法人特有の規制について

社会福祉法人は、その公益性・非営利性に鑑みて、税制面や補助金交付金等の優遇措置があることから、公的な規制・監督を受けています。特有の規制については以下のようなものがあります。

①資金使途制限

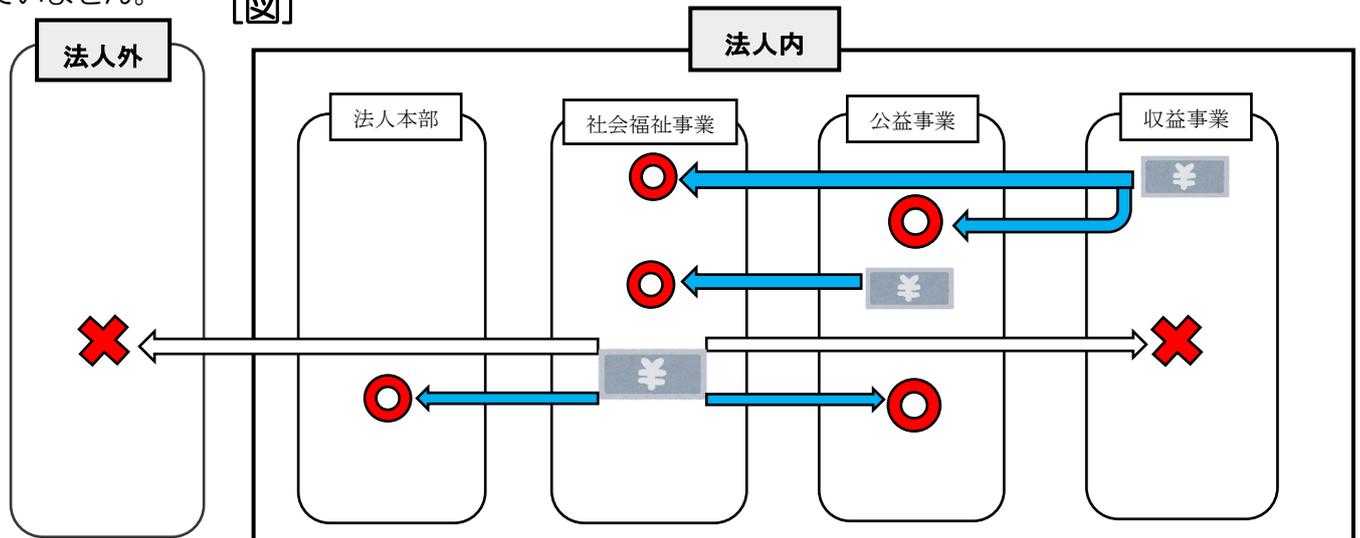
社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益を目的とする事業（公益事業）又はその収益を社会福祉事業若しくは公益事業の経営に充てることを目的とする事業（収益事業）を行うことができます。つまり、これら以外のことに資金を使用することはできません。

②資金の法人外支出の禁止（下図参照）

※冒頭の事件はこれに該当します

収益事業の剰余金は社会福祉事業又は公益事業、公益事業の剰余金は社会福祉事業に充てることができます。社会福祉事業の剰余金は本部会計又は公益事業に充てることができます。このように、通知等で法人の資金使途が限定されているため、明文規定はないもの、公益事業から収益事業・法人外への資金の支出、収益事業から法人外への資金支出は認められていません。また、介護報酬や自立支援給付費、保育委託費等については、それぞれの分野の通知で資金使途を制限しており、通知で規定された以外の資金支出は認められていません。

【図】



③子会社保有の禁止

子会社の保有のための株式の保有等は認められないとされており、株式の取得は公開市場を通してのものに限られています。※ただし、措置費、保育委託費を財源とする場合は公開市場を通じたものでも、株式の保有は認められていません。

町田市 地域福祉部 指導監査課（町田市庁舎7階 窓口番号703）

電話番号：042-724-4094（法人担当）

電子メール：fukushi040@city.machida.tokyo.jp

町田市ホームページ：社会福祉法人の認可・指導（トップページ＞医療・福祉）

